



# News Letter

平成30年8月5日  
発行  
第65号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

川田 志津子

### 働き方改革関連法が成立

6月29日に働き方改革関連法案が参院本会議で可決成立しました。本法律は労働基準法はじめ8本の法律から構成されるものですが主な内容は、残業時間の罰則付き上限規制、有給休暇取得の義務化、月60時間を超える時間外労働に係る割増率の中小企業への猶予措置廃止、労働時間の適正な把握の義務付け、高度プロフェッショナル制度の創設、勤務間インターバル制度の普及促進等、産業医・産業保健機能の強化、同一労働同一賃金などとなっています。

残業時間の上限規制については、時間外労働の上限を月45時間年360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間（休日労働含む）、複数月80時間限度に設定するとし、現行の時間外限度基準告示では適用除外である自動車運転業務、建設事業、新技術・新商品の研究開発業務、医師等については、猶予期間を設けたうえで適用するとしています。

医師については、働き方改革関連法の参院での附帯決議でも「医師の働き方改革については、応召義務等の特殊性をふまえ、長時間労働等の勤務実態を十分考慮しつつ、地域における医療提供体制全体のあり方や医師一人一人の健康確保に関する視点を大切にしながら検討を進めること」とされています。

働き方改革関連法の成立を受け、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」第8回会議が7月9日に開催され、日本医師会の「医師の働き方検討委員会」がまとめた「医師の働き方改革に関する意見書」が同会議に提出されました。

会議の詳細及び意見書の内容については以下のURLを参照してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00164.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00164.html)

いつかはお役に立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

秋元 譲

### Q. 勤務医の負担軽減策として有効であると思われるものを知りたい。

A. 高齢化、医療の高度化、人手不足等に伴い勤務医の負担は増しています。その様な中で有効な手立てとして、平成28年度の診療報酬改定結果の検証に係る調査で、6割以上の医師が回答した施策は連続当直を行わないシフトの導入、交替勤務制の実施、医師事務作業補助者の配置・増員でした。中でも、医師事務作業補助者の配置・増員は医療機関全体の働き方改革においてとても重要であると考えます。医師事務作業補助者の配置については診療報酬における加算がある事は知られていますが、その活用は一部に留まっています。本年度においては、各加算区分の点数が引き上げられ、また、看護職の負担軽減に関する各種加算の見直しも行なわれています。

日々の業務に追われる中で、加算の取得や体制整備は困難だと思われそうですが、この機会に是非検討してみるとよいでしょう。センターとしてもご支援致します。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/> E-mail : [iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp](mailto:iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp)